平成 26 年 5 月 15 日

各　　位

会 社 名　ユタカフーズ株式会社
代表者名　代表取締役社長　古里　親
（コード番号 2806 東・名証第 2 部）
問合せ先　取締役総務部長　牧　清忠
（TEL. 0569 － 72 － 1231 ）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 74 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

社外取締役及び社外監査役に適切な人材を招聘できる環境を整備し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定により、定款第 22 条（社外取締役の責任限定契約）及び第 29 条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、社外取締役の責任限定契約に関する規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

また、上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 26 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 26 日（木）

以　　上

（別紙）

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（新設）	（社外取締役の責任限定契約） 第 22 条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限定額を限度とする契約を締結することができる。
第 22 条～第 27 条　（条文省略）	第 23 条～第 28 条　（現行どおり）
（新設）	（社外監査役の責任限定契約） 第 29 条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限定額を限度とする契約を締結することができる。
第 28 条～第 32 条　（条文省略）	第 30 条～第 34 条　（現行どおり）